

お口爽やかですか

テーマ 口腔ケア普及へ、旭川歯科医師会の取り組み

老人福祉施設などへの研修に 講師派遣の積極的な活用を！

平成16年1月16日、旭川花月会館で行われた旭川市老人福祉施設協議会施設長会議において、当会地域保健担当理事の八重樫和秀先生が「8020運動と老人福祉施設において」と題した講演を行いました。

八重樫先生の訪問診療の経験や施設協力歯科医としての取り組みを紹介しながら、施設における日常的口腔ケアの重要性、入所者のかかりつけ歯科医や、施設の協力歯科医と施設との連携（専門的口腔ケア）の重要性をお話になりましたので、内容を紹介します。

近年、口の中を清潔に保つための口腔ケアが、
①お口の寝たきりを防ぎ、
②インフルエンザや肺炎などの気道感染の防止につな

がる

③脳に刺激を与えて高齢期の生活の質を大きく左右するなど、生活機能（自立して行えること）を維持向上するとして注目を集めており、施設でも義歯や口腔粘膜の清掃に取り組みされているところが増えています。

しかし、施設単独では、適合（使用感）や咬合（かみ合わせ）といった義歯の機能や口腔内の異常などを見過ごす場合があるため、歯科専門職と連携した取り組みが必要だ。

これまで歯科医師会では、各施設での協力歯科医の設置を呼びかけながら、上川中部地域歯科保険推進協議会と協力して、施設からの相談に対応し研修講師の派遣を行い、口腔ケアの普及に努めてまいりました。こ

れからも施設からのご相談に応じて口腔ケアの普及を支援してまいりますので、各施設および関連通所施設などからの積極的な講師派遣の活用を期待しております。

施設協力歯科医に関するご相談は、旭川歯科医師会（☎0166・22・2361）、研修講師派遣に関してのお問い合わせは、上川中部地域歯科保険推進協議会事務所（☎0166・26・1111、内線2952）まで。

歯周病ケア普及 歯科健診のお知らせ

生涯おいしく食べるために歯周病ケアを始めましょう

対象者 満40、50、60、

70歳の旭川市民で、職場などで歯科検診を受ける機会のない方。ただし、治療中の方は対象としません。

内容 歯周病の検査、結果票の説明と交付、歯周病の予防・改善のための保健指導。

料金 500円（自己負担免除の対象は、旭川市がん健診およびミニドックと同様です）。

受診場所 歯科医師会に加盟する多くの歯科医院で実施しています。

受診場所および自己負担免除の詳細は、市役所・支所などにある本事業PRチラシをご覧ください。旭川市保健所保険推進課保険推進係（☎0166・26・1111、内線2952）までお問い合わせください。

受診方法 希望する医療機関に、あらかじめ電話で「歯周病ケア普及歯科健診」を受けたいと伝え、時間などを確認してご予約ください。受診時は、健康保険証など住所、氏名、生年月日など分かるものを用意してください。料金が免除になる方は、その証明書を持参してください。